

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成22年7月29日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成22年8月16日から同年9月6日まで縦覧に供する。

平成22年8月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 東沖地区	丸亀市都市経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 楠見地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (さく井改修事業) 中野又地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 菖蒲池地区	〃